

平成30年 3月 5日 生活環境委員会 議事録
10時00分 開会

○出席委員 (7人)

委員長 田中 実穂

副委員長 北地 範久

委員 賀屋 幸治、和田 芳弘、藤井 馨、日域 究、細川 雅子

議長 児玉 朋也

○欠席委員 なし

○田中委員長 皆さん、おはようございます。

定足数に達していますので、ただいまから生活環境委員会を開会いたします。

開会に当たり、市長さんに御挨拶をお願いしたいと思います。

市長。

○入山市長 生活環境委員会開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○田中委員長 ありがとうございます。それでは議事に入る前に、委員と執行部の皆さんにお願いをしておきます。

委員会での質疑につきましては会議規則第56条の規定では3回ということになっておりますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。あわせて執行部の方には再質問の必要のないように簡明なる答弁をお願いしておきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事日程に従って進めさせていただきます。

日程第1、議案第20号、大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

補足説明がないようでございますので、直ちに質疑に入りたいと思います。質疑のある方どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。それでは以上で討論は終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

日程第2、議案第33号、大竹市阿多田児童館の指定管理者の指定についてを議題といた

します。

追加説明がございませんので直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか。

日域委員。

○日域委員 おはようございます。今回は指定管理者の指定ということですが、社協に対して指定管理するということですが、今、実体がですよ、昔からですけども、保育所的運用をしています。あの実体は明らかに認可外保育施設に該当すると思うんですが、長年、認可外保育施設ではないというふうに市のほうは言い張ってきました。でも最近態度が変わりました。それで、あの保育所の運営責任者はだれなんですか。例えば、大竹市は児童館を持っています。児童館の管理運営を社協にお願いします。そしたら社協がそれを受けて保育所的運用をやってるんですと、そしたら社協が保育所的運営をする責任者になるかもしれない。そしたら今の児童福祉法を見ると届け出が必要なんですよ。

市がみずから認可外保育施設をするというケースは現実的にはないような気がするんですが、そのあたりの整理をどうしてるのかなというのがありまして、ちょっと基本的な話なので、お考えを伺ってみたいと思います。

○田中委員長 金子福祉課長。

○金子福祉課長 責任は市にあると考えております。社協に運営委託をしております関係上、保育施設的な運営の責任は、委託しております市にあると考えております。よろしいでしょうか。

○日域委員 いや、もっと根本的な話をずっと、ストーリーを述べてほしいんですけど。

○金子福祉課長 歴史ですか。

○日域委員 現況がね、児童福祉法は変わりましたよね。昔はあれでよかったんですけど、児童福祉法が変わってから立場が変わっているはずなんですよ。

○田中委員長 金子福祉課長。

○金子福祉課長 阿多田児童館につきましては、設置当初から今、委員さんがおっしゃっていただきましたように、児童福祉法24条のただし書きに基づいて、いわゆる特殊な地域において保育所的な運営を児童館として行ってきたという長い歴史の中で、平成27年4月にこのただし書きがとれました。とれた時点で、たちまちどうしようかということの中で県に確認させていただきまされたときに、たちまちただし書きがとれたけれども、従来の児童館的な運用の考え方については大きな変更はないという県の見解をもとに、この平成29年度に至っておるわけでございますけれども、おっしゃっていただきましたように実態は保育所的運営をしていることは従来からおっしゃっていただくとおりでございますので、この辺の運用の形態については、正しくしてまいらねばならぬ時期だと考えております。

以上です。

○田中委員長 日域委員。

○日域委員 要は、保育所においては認可と認可外が大昔からあります。認可については公費が大量に投入してあります。認可外については、別に悪いことしてるわけじゃないから公費の助成はないけども、ちゃんとやってくださいねっていうのが長年のスタンスです。それがベビーホテルとか、そういう劣悪なところで命を落とす子供が報道されるような

って、こらいけんと言うんで、片方では認可があると同時に片方ではちゃんと認可外の場合は届け出をしないと、そして変なことがないように事前にわかるようにしろというのが児童福祉法の改正でしたから。

今やってることを私、悪いというわけじゃないんです。ただ、児童館でやってますって、最初から最後まで言っているのかっていうのがあって、きょう現在とか昨年度とかいう新しい話は私知りませんが、以前データを調べたときに、たしか市のほうは児童館ですから利用者総数があるんです。要するに1日10人ですよ、10日間来たら100人ですよ、1年間に何千人の利用という数字が出てきました。社協のほうは保育所と見てるわけですから、在籍児童数が8人ですとか10人ですとか、そういう統計が出てきました。典型的なダブルスタンダードなんですけれども、今認可外は公費が入ってないんじゃないか悪いか悪かったらええよと言うんじゃないかと結構細かい、物すごい細かいことを国が言ってます。細かいことを言うこと自体がいいとは思いませんけど、そんなスプーンの、箸の上げ下げまで国が言うなっていうのは私、基本的にはそう思いますが、ただそういうルールのもとでやってる以上、市が都合よく、あれは違うねと言ったんじゃないか、範を示す行政としてやっぱり問題があるんじゃないかと。

行政自体が認可外を持つことがいいのか悪いのかわかりません。でも、いわゆる一般的な児童館として機能してませんから、社協が社協の意思で認可外保育施設をやりますと言えば何の問題もないんですけども、せめて整備といいますか、そういう理屈上の整備ですから、物理的なものじゃないですから、そこはだれが何と言おうと、こうですよと、こういうふうに変えてほしいんです。あの建物を指定管理に出すのはそれは別の話ですから、いいと思いますけど、認可保育施設を始めたなら1カ月以内に届けるんですよ、民間人は。届けなかったら罰則があるんですよ。過料50万円だったかな。そこまで決めてあるんですよ。それを市のほうは知りませんと、あれは関係ないんですよって言う、適当に言い逃れたんじゃないか、やっぱりあんまりよろしくないなという気がいたします。その辺どうでしょうか。

○田中委員長 米中健康福祉部長。

○米中健康福祉部長兼福祉事務所長 失礼しました。保育所でもありませんし、認可外保育所でもないし当然幼稚園でもないし、なおかつ児童館としての利用が今できているかと言われたら児童館としての利用でもない、おっしゃることはよくわかります。これにつきまして、今保育所の再編計画を定めておまして、その中で、じゃあそれぞれの保育所をどういうふうに変えていくという基本方針を今策定しているところです。それで、この方針を3月議会中に、できればお示ししたいと考えております。その中で児童館の運営のあり方、どんな運営をしたらいいのかということについても、一緒に考えていこうとしておりますので、そのときに市の基本的な考え方について御説明できるんじゃないかと思っておりますので、3月の議会中に御説明できるようにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○田中委員長 日域委員。

○日域委員 それはそれで、そうかもしれません。ただ、とりあえず今はいいけども、将来

どうしようというのがこれからの構想だと思いますけども、今、阿多田児童館がおかれてる現在の状況があんまり芳しくないというか、ですから将来構想を話すときに一緒に話すというのは、本当は違いますよ。直ちに認可外施設、民間だったら届けばいいんですから、だから認可外ですよって、そうして全体を今度考え直すときに、それも取り込んでやればいいわけで、問題を先送りという姿勢があんまりにも強い気がします、皆さん、一般論ですよ、これは。今ここで言っても仕様がなから、今のお話はそれで結構です。できるだけ早く、こうなってますと言える状況にしてほしいと思うんです。

以上、終わります。

○田中委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

日程第3、議案第19号、大竹市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部改正についてを議題といたします。

本件も追加説明はございません。直ちに質疑に入りたいと思います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 質疑がないようでございます。以上で質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。以上で討論は終結いたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

日程第4、議案第21号、大竹市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

追加説明はないということでございます。直ちに質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 ないようでございます。以上で質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。以上で討論は終結いたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

日程第5、議案第28号、広島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

本会議場で説明がございました。追加説明もないようでございます。直ちに質疑に入りたいと思います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。以上で討論は終結いたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて日程第6、議案第35号、平成29年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件に対する質疑はございませんか。

細川委員。

○細川委員 おはようございます。国民健康保険特別会計補正予算、103ページに債務負担行為の補正として特定健診と人間ドック等に要する経費、両方とも値上げというか、増額になっているんですけど、これは今の状況というか、受ける方がふえているということになるのか、説明をしていただければと思います。

○田中委員長 保健医療課長。

○野島保健医療課長 委員さんがおっしゃるとおり利用率、特定健診につきましても28年度は今約三十数%になっております。また人間ドックのほうもふえておりますので、当初設定した債務負担行為の額では予算がちょっと足りないということになりますので、このたび変更しております。

以上でございます。

○田中委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。以上で討論は終結いたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて日程第7、議案第37号、平成29年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

補足説明ないようですので、直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。以上で討論は終結いたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

日程第8、議案第14号、大竹市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

追加説明ないようでございます。直ちに質疑に入ります。質疑はございませんか。

細川委員。

○細川委員 議案の14号ですね、20ページ、ここの前のところからですけど、第32条が記録の整備ということになってまして、その第3項、居宅介護事業者は、というところで記録を5年間保存しなければならないという規定がございますが、ここの根拠について再度わかりやすく説明いただければと思います。これは多分2年前に、これに係する「大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」とか、「大竹市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例」とか、同様の条例をつくっておりますが、これらと同じパターンにされているように見受けられましたが、ここの御説明を再度お願いいたします。

○田中委員長 佐伯地域介護課長

○佐伯地域介護課長 委員おっしゃられるように、市に指定監督権限のある地域密着型サービス、それから介護予防支援事業所、一般的に地域包括支援センターでございますが、それに続きまして今回居宅介護支援事業所、ケアマネジャーがいる事業所について、市に監督権限が委譲されるということで条例を設けております。おっしゃられるように全ての条例において、この第3項を加えております。こちらのほうは参酌すべき基準ということで、2年間保存というのは厚生労働省令のほうで定められておりますが、この利用料等に関す

る記録については5年間とするというものを独自に追加しております。

これは介護報酬の関係で、返還請求、何かそごがあった場合、加算をつけるべきでなかったのがつけていたとか、そういった誤りに気づいた場合に、返還請求の時効が5年ということがありますので、5年間それを事業所のほうが保管していなければ、こちらの言っていることがなかなか事業所のほうでは証明できないとかいったことがありますので、事業所のほうにおいてもそういった書類を5年間保管しておいていただきたいということから独自の規定を加えているものでございます。

以上でございます。

○田中委員長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。前回、条例のときにはよくわからない部分もあったんですけど、2項のほうで今御説明の中であって、2項のほうでは2年間保存しなければいけないという国の規定になっているのでという御説明だったんですけども、この中にもいろいろ、こちらのほうはどちらかという計画に関する記録を2年間保存しなければいけないになってるんですけども、これは3項の方にある利用料とかの返還になるんですか、その請求をするときに、こっちの32条の2項にある記録とかが保存していなくても、あんまり関係ないんでしょうか。むしろこっちも5年にしたほうがいいんじゃないかと思いつつながらこの条項を読んだんですけど、特に関係ないようであればいいんですけども、ちょっと心配になって聞きました。

○田中委員長 地域介護課長

○佐伯地域介護課長 あわせて5年保管していただければ、それにこしたことはないと思いますが、ちょっとここのこの人にどういったサービスを毎日どういう提供をしたとか、今回居宅支援事業者なので、モニタリングをしたとか、どういった話をして状態はどうであったとか、そういった細かい記録についてはなくても、利用料に関しては、この人についてこの月請求したとかいったものがあれば足りると。ちょっとこれだけ保存していただくと相当な量になりますので、こちらについては国の基準に合わせたという判断をしております。

以上でございます。

○田中委員長 他に質疑はございませんか。

藤井委員。

○藤井委員 第4条のところももう少し詳しく教えていただきたいんですが、4条の一番上のところです。要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限り、その居宅において自立した生活を行えるように支援していくという表現がされておりますけれども、ここで心配されるのが経費あるいは施設の影響で、無理やりということはないですが、居宅のほうで支援していくというふうに振られた場合が非常に困るのではないかと思います。そういった要支援から要介護に決めていくのはケアマネの仕事であろうかと思いますが、利用者にとって無理があってはならない、そこらについてのお考えをちょっと聞かせていただきたいと思います。

○田中委員長 地域介護課長。

○佐伯地域介護課長 ケアマネジャーと申し上げますけど、ケアマネジャーが要介護認定を受けられた方について、介護保険のサービスを組み合わせる計画を立てます。要介護度別に上限額が決まっておりますので、要介護度が重くなるほど、いわゆるたくさんサービスを使えるという状態にはなるんですが、ここで申し上げているのはケアマネジャーが、例えば本人がデイサービスに行きたいとか、そういう希望を全て組んで、いたずらにサービスを組むのではなくて、ケアマネジャーが持っている知識とか、そういったものを加味しながら、あなたがこういったサービスが、希望はされるけれどもこういったサービスがいいですよとか、そういった助言をしながら計画を立てていくということになります。

おっしゃられるように施設を希望するというので、どうしても施設を希望される方は、それがその方にとってふさわしいと考えれば、それはケアマネジャーはその施設入所についての協力をしなければならないというのはほかの条でもあるんですが、施設で暮らさなくても自宅で十分暮らしていけると、こういったサービスを組み合わせる利用すれば、自宅でも十分生活できていくというものがあれば、そういったものをみずからの知識をもとに助言をしながら、最終的には同意を得て計画を立てていくということになっております。

以上でございます。

○田中委員長 藤井委員。

○藤井委員 ありがとうございます。やはり利用者の立場を最優先してやっていただきたいと思えます。

次に14ページ第16条第20号のところに、市長が定める回数以上の訪問介護のことが書いてございます。この回数はどのようにして決められるのか、また特例みたいなものがあるのか、回数をおやすこともできるというふうにあるかと思うんですが、ここを一つ説明していただきたいと思えます。

それと16条第20号のみが施行の年月日が半年おくらせてるんですけど、ここを説明していただきたいと思えます。

○田中委員長 介護高齢者係長。

○前田地域介護課課長補佐兼介護高齢者係長 条例第16条第20号の市長が定める回数でございますけども、現在申しわけございませんが、居宅サービス計画に市長が定める回数以上の訪問介護の国の基準のほうがまだ明示されておらず、通知があり次第定めることにしております。そういった経緯がありますので、経過措置として10月という形にしております。

以上でございます。

○田中委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。以上で討論は終結いたします。

本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**田中委員長** 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて日程第9、議案第22号、大竹市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部より追加説明がありますので、説明のほうよろしく願いいたします。

米中健康福祉部長。

○**米中健康福祉部長兼福祉事務所長** 2月16日に開催をお願いいたしました生活環境委員協議会におきまして、介護保険条例の一部改正に関連いたしまして、第7期の介護保険料の算定の理由等について御説明をさせていただいたところでございます。その際、追加の資料として御要望がありましたので、先般お配りしておるところではないかと思っております。その資料の内容につきまして、補足させて説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○**田中委員長** 議員の皆様には、2月22日付でボックスのほうに、今言われた資料が入っていたと思っております。中身については周知されていると思っております。それでは説明のほう、よろしく願いいたします。

佐伯地域介護課長。

○**佐伯地域介護課長** それでは失礼いたします。先日お配りした資料が資料3というもので、追加作成したものが資料3(2)となっているものでございます。2枚お手元にございますでしょうか。

それでは資料3というほうでございますが、表の黄色い部分の第6段階から第9段階、右側の表をごらんいただければと思っております。黄色の部分の第6段階から第9段階における所得等の基準を国の基準に合わせる変更を行う旨の御説明をさせていただいております。

その結果、資料3のほうですけど、赤い数字のところでございますが、合計所得金額が120万円以上125万円未満の方について、第6期から第7期にかけて年間の保険料が6,293円増額となることをまた逆に青い数字のところでございますが、190万円以上、200万円未満の方が1万1,790円、それから290万円以上300万円未満の方が5,721円、それぞれ減額となる旨の御説明をさせていただいております。

この変更は介護保険法施行規則が改正されたのを受け、本市における基準所得金額を同施行規則に規定する金額に合わせて変更しようとしたものでございますが、委員から第6期の基準のまま、変更せずに介護保険料を試算した場合の資料について、作成依頼がございました。提出が遅くなり恐縮ですが、本依頼を受けまして作成したのが資料3(2)の表でございます。

表の黄色い部分の基準所得金額は左側の第6期の表と同じとしております。試算の結果、表の上側のピンク色の部分、第7期介護保険料の標準月額が5,040円から5,031円となり、9円下がることとなりました。これに12カ月分を乗じた年間の基準保険料が中央の白抜きとなっている6万372円でございます。各段階別に保険料率を乗じた年間保険料を第6期と比較したものが表の一番右側でございますが、48円から178円の幅の増額となっております。

ます。

資料の説明は以上でございますが、国の基準に合わせることにについて、県内他市の状況、電話照会にて確認しております。いずれの市もいまだ確定しているものではございませんが、参考までに御説明をさせていただきたいと思っております。

県内14市のうち、第6期において本市と同じく第7段階を190万円未満、それから第8段階を290万円未満としていた市は本市以外に8市ございました。これが第7期においては、この8市全てがそれぞれ200万円未満、300万円未満に改める予定であるということでございます。

一方、第7期においても290万円未満の基準を残す予定としているのは2市ございました。この2市は第6期において第7段階を200万円未満、第8段階を290万円未満としていたものをそのまま継続する予定であるということでございます。残りの3市につきましては既に第6期の段階から200万円未満、300万円未満としていた市、あるいは独自の基準としていた市でございますが、3市ともに第7期では結果的に国の基準と合わせる予定であると伺っております。

一方、第6段階の125万円未満の基準でございますが、本基準は前回の3年前の第5期から第6期にかけて、国の基準が125万円から120万円未満に改められてものでございます。その際、国の基準に合わせず125万円未満のままとした市が本市を含み4市ございました。本市におきましても、3年前に国の基準に合わせ、120万円未満とするかどうかの検討を行いました。このときは保険料の増額幅が大きく、120万円以上、125万円未満の方は基準を据え置いた場合でも年間の保険料が5,718円の増額となる試算を行ってまいりました。これに国の基準に合わせる変更をした場合、年額1万1,745円の増額となり、本所得階層の方の負担が重くなると判断し、従来の基準を継続した経緯がございます。なお、本市以外の3市では、第7期においても125万円未満の基準を据え置く予定であると伺っております。

以上簡単ではございますが補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○田中委員長 ありがとうございます。

それでは質疑に入りたいと思っております。質疑はございませんか。

細川委員。

○細川委員 資料、ありがとうございます。資料についてまず1点。資料をお願いしたときに、計算するのを6期に合わせるということで、それ以外の条件は全く同じにしてくださいとお願いしてると思うんですけども、そういう理解でいいかどうか、繰り入れるべき基金とか、ああいうのは全く同じということで理解していいかどうかというのがまず1点。

2点目ですが、国の基準についての御説明がございました。他市の状況も丁寧に説明していただいてありがとうございます。他市も市の考え方によって、ばらつきがあるようでございます。ということは、これは地方の裁量が認められている部分であって、もし大竹市が今回、国に合わせなくても、国からのペナルティーがあるのかどうかというのを教えてください。まずこの2点をお願いいたします。

○田中委員長 佐伯地域介護課長。

○佐伯地域介護課長 追加資料作成に当たっての条件でございますが、先ほどおっしゃられた介護給付費準備基金、これからの繰入額とかいったものは一切変えておりません。それからペナルティーがあるかどうかについてでございますが、変えたことに対するペナルティーというのはございません。

以上でございます。

○田中委員長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。ただいま準備基金の繰り入れに関しては同じということでしたが、協議会のときに、たしか金額の説明があったかどうか記憶してないんですけども、3年間で9,000万円ほどを繰り入れてといった説明をどこかで伺ったような気がするんですが、これは今年度29年度で大体どのくらいの基金になる予定になっているのかというのと、9,000万円の根拠、あたりを何で9,000万円に決めたかというのを御説明お願いします。

○田中委員長 佐伯地域介護課長。

○佐伯地域介護課長 準備基金からの繰入額については1億300万円という金額の設定をしております。基金残高でございますが、平成29年度はまだ見込みは立てておりませんが、現在高では約4億5,000万円でございます。これらについては保険料の軽減のために繰り入れるということが可能ではあるんですが、金額的にはちょっと執行部としても少し大き目の金額があるなと思っております。ただ、一度にたくさん崩しますと、また次、来期、第8期以降についてそのしわ寄せが来るということもありますので、これまでの期と比べまして少し大き目の金額で一応300万円という設定をしておりますが、そちらのほうの残高の推移を見ながら、できる限り保険料の軽減には努めていきたいと思っております。

以上です。

○田中委員長 細川委員、最後です。

○細川委員 ありがとうございます。9,000万円というのは私の勘違いだったようで、ということは、この7期で1億300万円ほど準備基金を繰り入れて保険料を下げていくと。今後のことがとても心配なんですけど、今も8期、9期、これから高齢者の方がふえていくということなんですけども、基本的な考え方としたら、介護保険の給付費がなかなか下がらないであろうから、介護保険料が急激に上がらないためには基金を入れてというふうな考え方をしていくということかなと思って聞いたんですけども、そこら辺に間違いがないかというのと、残った基金で何とか賄えると考えているかどうかです。お願いします。

○田中委員長 地域介護課長。

○佐伯地域介護課長 介護サービスがふえれば、やはり保険料がふえてまいります。まずは前提として高齢者数が、現在はまだふえつつある状況でございますし、認定を受けられている方、17%ぐらいの方が認定を受けられてるんですが、そういった方もふえつつある。認定を受けられている方がふえ、サービスを利用すれば保険料はふえていくと。もう1つは、保険料に大きく影響するのは施設です。施設サービスがふえれば、なかなか施設は減ることはないですから、ふえる方向に作用するのかなと思っております。

そういった今後も恐らくは介護サービスが、金額がふえていくということが予測されますので、そういったところにも備えておかなければいけないといったところから、今回は先ほど約2億5,000万円から1億円強の金額を取り崩すという予定にしておりましたが、今後もこの1億円前後の金額を取り崩しながら保険料設定を行っていくということになるかとは思っております。

2025年、平成37年が一応高齢化のピークと言われております。地域包括ケアの実現年とか目標年なんですけど、その後もよくなることはないと思いますので、そのピークが維持されると、そういう見込みになろうかと思っておりますので、それらに向けても、基金を有効活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員長 他に質疑はございませんか。

日域委員。

○日域委員 私も何も準備してないんですけども、この細川副議長の要望で出てきた紙かどうか知りませんが、いろんなケースにおいて国がつくる表があって、それを全く同じように使うこともあれば、細分化したりすること、これに限らずよくありますよね。今回この資料3(2)というのは同じ切り方ですから非常にわかりやすいんですけども、第7期のやつを最初は国の区分けにしていたわけですよね。第6期はどうだったのかなという気がするんですけど、大体区分けをするというのは、私から見たら目くらましといいますか、比較をしづらくするときの常套手段のような気がするんですけど、これ非常にわかりやすいですよね。そもそもこれ、区分けは何だったのか、そこのところを教えてください。

○田中委員長 佐伯地域介護課長。

○佐伯地域介護課長 補足説明の中でも申し上げましたように、国の基準というのが、まず介護保険法施行令で決められており、具体的な金額は介護保険法施行規則で決められ、今回190万円を200万円未満にする、あるいは290万円未満を300万円未満にするといったことが施行規則のほうで定められております。これについては、変えることについては可能である、ペナルティーもないといったお話もさせていただきましたが、施行令には国が定める額によるのが適当でないと認められる特別な必要がある場合は変えることができるということがあります。これに基づいて今回追加資料もお配りしたんですが、もともとはその施行令、施行規則に合わせて御提案申し上げたというところでございます。

先ほどのペナルティー、国からのペナルティーは確かにないんですけど、ちょっとお言葉を返すようで申しわけないんですけど、例えば第8段階と第9段階、保険料が国の基準に合わせれば減額となる方がいらっしゃいます。これについて国の基準に合わせない判断をする場合には、先ほどの国の基準によるのが適当でないと認められる特別な必要がある場合といったときに変えることができるんですけど、ちょっと下がる方について、これを変えることが適当でないと切り切れるのかどうかというのが、ちょっとこちらのほうも、そういったところも判断し、最初に電話させていただいたのは、国の基準に合わせるというところで御提案をさせていただいたところでございます。

以上です。

○田中委員長 日域委員。

○日域委員 生まれて初めてですよ、所得税の計算をしたときに、よくできてるなと思ったわけです。所得がふえて税金がふえることはありませんから。こう階層別に切っておりますから。例えば、この表なんて厚労省がどれだけ立派、というか知りませんが、多分一番下がありますよね、125万円未満。125万円未満といたら124万9,999円のことですね。125万円になりますよね、1円ですよ、ふえるのは。1円ふえたら負担がふえるんですよ、マイナスですよ。こんな表めちゃくちゃでしょ、考えてみたら。所得がふえたら、1円ふえただけで何千円も負担がふえるんです。負担ふえますよね、おかしいでしょ。所得税だったらそういうことはありませんよね。切っておりますから。それを超えたら超えた分についてパーセントかかってきますから。生まれて初めて、見たときに、大蔵省はえらいことを考えるなと思いましたが、多くの行政のルールというのは、1円ふえたがために1万円負担がふえたって、差し引き9,999円損したということは、余りにも当たり前のようになりまわっているんですよ。だから変えたらいいじゃないですか。厚労省の言うとおりにする必要なんか、さらさらありませんよ。大竹市の介護保険の財政が順調に回ってきたら、すればいいと私は思いますけど。そして市民から見たときにわかりやすい、それが一番です。

だから、この1円ふえたら減るというやり方も、変えるのは大変でしょうけども、できればそうしてほしい。何とかして1円所得を減らすことができないかなと、考えたくもなかったりするじゃないですか。本当はおかしいんですよ。本当はおかしいんだということだけは、共通認識として持ってほしいんです。こういう表は全てね。所得税の計算以外は全部そうです。私が知ってる限りで言えば。コメントをお願いします。

○田中委員長 地域介護課長。

○佐伯地域介護課長 この基準につきましても、先ほど来から申し上げている施行令とかにもう区分されておまして、先ほどの特別な理由があれば、基準の所得を変えることはできる、あるいは保険料率というのがあります。中央の1.0から下側は1.2、1.3というところがありますが、この率をこれも特別な理由があれば変えることができるということになっておりますので、ちょっとこの基準の金額か、あるいはこの率を変えることで、ちょっと区分はなかなか、細分化はできます。ただし1円が変わったことによる変化というのは、なかなか対応はしづらいということを御理解いただければと思います。

なお、細分化についてはその黄色いところより下の10段階、11段階については国の基準がないところです。市が既に細分化をしているところで、高所得の方には、ちょっとより負担をいただくということで、低所得の方がその分軽減されるというところがあります。今、大竹市は1.85が最大になっておりますが、今後、先ほどの保険料額がどうなるかという話にも関係してまいりますけど、あまりに高額になるということになれば、このあたりをまた、県内でも2を超えてる、2.0を超えてるところも設定している市もありますので、比較的大規模な資料がございますけど、大竹市においても、このあたりを12段階を設けるとか、このあたりをもう少し率を上げるとかいったことは、今後は考えられてくるのではないかと考えております。

以上でございます。

○田中委員長 他に質疑はございませんか。

賀屋委員。

○賀屋委員 私も資料3を見させていただいたときに、減額される方と増額になる方の差があんまりにも大きいのではないかなと、すごく違和感を感じました。もう少し均等化といえますか、平均的な調整ができるような方向でやっていくためにはどうしたらいいのかと、もう少し、さっき課長さんの話がありましたように、高所得部分の段階をふやして、そちらからは多くいただいて、低所得の部分については据え置きにしていくという方法が一番理解していただきやすいかなと思いますけども、すぐに表の作成というやりかえは時間がかかるかと思うので、当面資料3(2)で示していただいたような今までの形を踏襲して、そんなに値上がりの幅がほぼ均等に、今までどおりであれば、そんなに違和感はない形での調整かと思うので、当面そういう形をとる方がいいのではないかなと、また時間をかけてこの表の作成については、調整をやっていただいた方が、市民の理解は得やすいのではないかというふうに考えますけども、そのあたり、どのくらい時間がかかるのでしょうか、今もう一回、国の段階に合わせつつ、もう少し修正を加えていくということになると、そのあたり、すぐにもできるものなのか、それとも半年、1年かかりますということなのか、そのあたり、もしわかれば。

○田中委員長 地域介護課長。

○佐伯地域介護課長 今回はとりあえず資料3(2)の表のとおりにして、徐々に国の基準に合わせていくという御質問だったかなと思いますので、徐々にということとはなかなか難しいと思われます。国の基準に合わせるタイミングは次の3年後ということになりますので、3年後の第8期をそれでまた国の基準がどうなるかわかりませんが、その際にまた国の基準に合わせていくかどうかの判断をしていくということになるかと思えます。

以上でございます。

○田中委員長 他に質疑はございませんか。

質疑なしと認めます。議事の途中ですが、暫時休憩をいたします。約10分から15分。

10時52分 休憩

11時10分 再開

○田中委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

この際、細川委員、賀屋委員から議案第22号大竹市介護保険条例の一部改正についての修正案が提出されました。委員会では修正の動議が提出された場合、修正の動議が提出と同時に成立ということになりますので、皆さんの手元に事務局の方から修正案を配付させます。

皆さんのお手元にいきましたでしょうか。

それでは引き続き、議案第22号大竹市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきまして、先ほど質疑まで終結したところでございますが、ただいま細川委員、賀屋委員から修正議案が出ましたので、細川委員のほうから趣旨の説明をお願いいたします。

す。

細川委員。

○細川委員 ただいま委員長から御説明いただきましたとおり、修正案を賀屋委員、そして細川より提出させていただきます。議会規則101条の規定に基づきまして提出いたしました。

修正案については、ただいまお手元にお配りいただいたとおりでございますが、非常にわかりにくいというか、ちょっと見てもわかりにくいと思いますので、簡単に説明させていただいて、後、提出理由の説明もあわせてさせていただきます。

まず修正内容につきましては、先ほど審査の中でもございましたが、このたびの6期から7期に移行するに当たって、所得段階を変えるということと、介護保険料が変わりますといった執行部からの御提案でございましたが、この第7期における介護保険料の賦課基準でございます。資料3のほうで黄色い部分、資料3と右側の黄色の部分はこのたび6期に合わせていただこうと、これが資料3(2)のほうでございます。資料をお願いした資料3(2)のほうでは、この右側の黄色の部分が6期と合わせた表になって、6期と同じような表になっていると思いますが、こちらのほうに修正するという内容でございます。

まず私がこのたび気になったのが、執行部の提案では第7期における介護保険料については、この黄色の部分、本人課税で合計所得金額が400万円未満になる部分の皆様ですが、これを国の示している基準に合わせて算出していくといった提案でございましたが、執行部の提案どおり所得段階を変えてまいりますと、6期から7期に移行するときに所得段階が変わる方が出てまいります。これらの方々の7期における保険料の増減が、他の所得階層の方々の増加と比較して非常に変化率が露出して大きくなる部分が出ているのではないかということです。特に、120万円から125万円の合計所得金額の方々ですが、これらの方々が6,293円の増加となります。基準となる段階の増加は204円となりますので、これと比べても30倍以上の差が出ているという計算になります。また、同様にこの執行部提案のほうの表での、7段階の中の190万から200万の方々は、1万1,790円下がるということでございますが、この上がる方と下がる方の幅を比べてみますと、1万8,000円ほど差が出てくるということになり、この差が非常に大きいのではないかと思います。

執行部の説明のときにはこの第5段階の基準の部分、基準となる方の部分が前回とあんまり変わらないと、値上げがほとんど、若干はありますが、あんまり変わらないように工夫したと、そういうことによって市民の理解が得られるのではないかといった御提案であり、所得階層を国の基準に合わせていきたいといった御説明でした。今までも3年ごとに保険料が変わるタイミングで、所得階層によって改定の幅に増減が出たことはありますが、今回のように大きな幅が出たことはございません。

今回、第6期と同じ所得階層の段階で保険料を計算していただいた結果は、先ほどからごらんいただいているように、お手元の資料3(2)の表のとおりになっております。これで見ると保険料の値上げ幅が、一番右側の値上げ幅を見ていただきますと、一番所得の少ない階層では48円、そこから所得が上がるごとに少しずつ値上げが大きくなりまして、一番所得の高い600万円以上といった階層で178円の増加となっております。所得の少

ない方には増加も少なく、多い方には増加も多くといった表になります。この表のような改定であれば、所得階層間の不公平感もなく、多くの方に、多くの市民の皆様にご理解いただけるのではないかと考えました。

唯一心配だったところが、国の基準に合わせないことで、国からのペナルティーがあるのではないかと不安がございましたが、先ほどの審査の中で特にそういうペナルティーはないといった説明をいただきました。また近隣の市でも、この120万円から125万円の所得階層については、国の基準とは違う設定をしていると、そういった市町もあるといった御説明をいただきました。

一方、国の基準に合わせることによって事務の効率化が図れていくといったことも理解はできますが、3年ごとの保険料を変える、その際には、やはり特に所得の少ない部分の階層には配慮をもっとしていただければと思っの今回の修正案の提案でございます。皆様の御賛同をいただけますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○田中委員長 ただいま細川委員のほうから修正案についての説明がございました。

それでは修正案に対する質疑があれば、質疑を求めます。

日域委員。

○日域委員 改めて眺めてみまして、わけわからんと言いますか、要するに最初の議案はこの上から11行目ぐらいかな、数字的にいうと3万138円を3万240円に改めて、数字はそこから出てきますよね。この議案集の46ページの11行目、数字が出ますよね。3万138円を3万240円に改め、という議案が出てきているわけですが、その3万240円をさらに3万186円にするんだというのが修正案ですね。それはそれで、そうなんでしょうけど、それとこの表は全く、今のところリンクしてませんよね。条例をもってこれは書いてあるんでしょうけども、この3万138円を3万240円にするというのは、この中のどこかですよ。どこかに該当するんでしょうけども、この表は、わかりやすくはわかりやすくですけども、所得が幾らだって、ストレートに書いてあるわけですね。この条例には所得のことは触れてませんよね。この3万138円を3万240円にするという議案について、いや、3万240円じゃなくて3万186円にさらに変える、変えたらどうですかという修正案が今出てきているんですけども、それはこの表において言えば、どこのことを言ってるのかだけ教えてください。

○田中委員長 細川委員。

○細川委員 資料3(2)のほうの第6期と第7期を比較していただければと思います。ただいま御指摘いただきました、もともとの執行部からの議案の第11行目の、「同項第1号中『3万138円』を『3万240円』に改め」というこの部分ですが、この3万138円というのはこの表の第6期のほうの第1段階、これの3万138円です。これを執行部案では3万240円でしたところを、資料3(2)右側の、計算し直していただいた方で3万186円になっていると思いますが、これを3万240円ではなくて、3万186円に変えるということで、順次、それで下に、下がってまいります。次の第2段階は、第6期は4万5,207円でしたが、7期においては執行部案では4万5,360円であったところを4万5,279円に修

正するということです。

あと所得階層に関しましては、少し下のほうにくるんですけども、執行部の議案で所得階層についての変更があるところが、真ん中辺になるんですけど、21行目です。「120万円未満に改め」という部分ですけど、ここの120万円を125万円に戻すというのがこのたび修正案として出させていただいたところです。

その1行下に、「同号ア中『190未満』を200万円未満」に改め」というのは、改めないで削除いたしました。という感じに見ていただければいいかと思いますが、お願いいたします。

○田中委員長 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 質疑なしと認めます。以上で修正案に対する質疑を終結いたします。

これより原案及びこれに対する修正案を一括して討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。以上で討論は終結いたします。

これより議案第22号の採決を行います。採決の手法について説明いたします。まずは修正案につきまして、起立採決を行います。この修正案が可決か否決かによって原案の語り方が異なってまいります。修正案が可決された場合は、続いて修正可決した部分を除く原案についての簡易採決を行います。修正案が否決された場合は続いて原案を起立採決ということになります。

それではこれより議案第22号を採決いたします。まず細川委員、賀屋委員から提出されました修正案について、賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中委員長 ありがとうございます。起立者多数と認めます。よって修正案は可決されました。

次に、修正可決した部分を除く原案について採決いたします。修正部分を除くその他の部分を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって修正部分を除くその他の部分については原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第22号、大竹市介護保険条例の一部改正についての審査を終了いたします。

続いて日程第10、議案第23号、大竹市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正についてを議題といたします。

追加説明があるようございますので、執行部から説明をお願いいたします。

米中健康福祉部長

○米中健康福祉部長兼福祉事務所長 今回の3本の条例を一括して改正させていただいております。わかりにくい部分もあるかと思っておりますので、改正の内容を表としてまとめて、資料として提出しておりますので、それについて地域介護課のほうから説明させていただきます。

○田中委員長 佐伯地域介護課長

○佐伯地域介護課長 それではお配りしております資料をもとに、条例の主な改正内容について御説明いたします。まず1枚目の1、改正する条例及び対象サービスの表をごらんください。議案第23号において改正しようとする条例は、表の横の列に記載しております3つの条例になります。それから表の縦の行は本市が指定、監督権限を有する地域密着型サービス及び介護予防支援であり、それぞれのサービス種別ごとに該当する市内の事業所名を記載しております。この表は今回改正しようとする3つの条例がどのサービスに対応しているかをあらわしたもので、黒丸としているところがそれぞれの条例で規定しているサービスであることを示しております。

続きまして2枚目の2、改正の主な内容の表をごらんください。表の縦の行は1枚目の表と同じ並びにしておりますが、この表では本議案においてサービス種別ごとにどのような改正をしようとしているのかをあらわしております。表の横の列にあります改正内容(1)から(5)は、議案の概要に記載しております改正の主な内容の(1)から(5)をあらわしております。

まず改正内容(1)は、議案の概要では介護医療院と共生型サービスの創設により基準を加えるとしておりました。この関連による改正として、一番上の段の定期巡回・随時対応型訪問介護看護や4段目の認知症対応型通所介護、これらのサービスの規定に介護医療院の項目を追加しております。また上から3段目の地域密着型通所介護において、共生型サービスである共生型地域密着型通所介護に関する基準を定める規定を追加しております。一番下の段の介護予防支援では、共生型サービスの創設に伴い、事業の連携先に障害福祉サービスの相談支援事業者を追加する改正を行うものでございます。

続きまして、右横の改正内容(2)は議案の概要では、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に1回以上開催し、指針の整備、研修の実施を規定するとしておりました。本規定を認知症対応型共同生活介護から地域密着型介護老人福祉施設までの3つのサービス、いわゆる居住系、入所系のサービスにおいて新たに規定するものでございます。

改正内容(3)はオペレーターの専任要件が緩和され、従事経験を3年から1年に変更するとの内容でございます。定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護では、利用者からの随時の電話対応等を行うオペレーターを配置することになっておりますが、従来はこのオペレーターの選任要件をサービス提供責任者の業務に3年以上従事した経験を有する者としていたところを1年以上に緩和する改正を行おうとするものでございます。

改正内容(4)は、運営推進会議等において三月に1回の開催から六月に1回の開催に変更するというものでございます。本改正では定期巡回・随時対応型訪問介護看護において、介護、医療、連携推進会議の開催を三月に1回以上から六月に1回以上に変更いたします。

改正内容(5)は、その他の改正となります。まず上の段の定期巡回・随時対応型訪問介護看護ではオペレーター等の従業者が他の業務と兼任できる時間帯について、従前は午

後6時から午前8時までの、夜間、深夜の時間帯に限定しておりましたが、この規定を削除し、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、全ての時間帯において他の業務と兼任できる旨の規定に改めております。

続きまして地域密着型通所介護では、特に医療が必要な方を対象とした指定療養通所介護の利用定員を9人以下から18人以下に変更しております。認知症対応型通所介護では、ユニット型、地域密着型、老人福祉施設において提供される共用型事業所の利用定員について、ユニットごとに入所者数と合わせて12人以下とする変更を行っております。下から3段目の地域密着型介護老人福祉施設、入所者生活介護では、入所者の症状が急変したときなどに備え、あらかじめ医師等との連携方法や対応方法を定めておくことを義務化する規定を加えております。

ここで、資料のほうは対象方法と書いておりますが、対応方法の誤りでございます。訂正しておわびを申し上げます。

続きまして複合型サービスでは、サテライト型事業所における従業者の員数についての基準を緩和するとともに、サテライト型事業所における登録定員等の基準を資料に記載のとおり追加する改正を行います。一番下の段の介護予防支援では、利用者の服薬状況や口腔機能などの情報について、利用者の同意を得た上で、主治医等へ提供することを義務づける規定や、医師等の意見を踏まえて作成した計画を主治医等へ交付しなければならない旨の規定を加えております。

以上が本議案における条例の主な改正内容でございますが、表の下、欄外に記載しておりますように、今回の改正内容につきましては、全て国の基準と同じ内容としております。

以上、簡単ではございますが補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○田中委員長 ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑を求めます。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて日程第11、議案第32号、大竹市地域福祉会館の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件についても追加説明はないようでございます。

これより質疑に入ります質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続けてまいります。日程第12、議案第24号、大竹市公園条例の一部改正についてを議題といたします。

補足説明はないです。それでは質疑に入ります。質疑はございませんか。

賀屋委員。

○賀屋委員 それでは、この敷地面積の50%を超えてる運動施設というのが現在公園の中にあるのですか。何カ所ぐらいありますか。割合が100分の50と定められるわけですけども、それを超えてる状況の公園が何カ所ぐらい今あるか、ないか、その辺を。あればどこどこなのか、教えてもらいたいんですが。

○田中委員長 中司都市計画課長。

○中司都市計画課長 大竹市では晴海臨海公園が運動施設面積の割合が高い都市公園となっておりますけども、整備済みのテニスコートとか球技場などの施設に加えまして、現在未整備となっておりますけども、多目的広場部分、これを運動施設として整備した場合の面積を加えましても、運動施設面積の公園敷地面積に対する割合というのは50%以下ということで、市内には50%を超えるような公園はございません。

以上です。

○田中委員長 他に質疑はございませんか。

日域委員。

○日域委員 そもそも、何でこれを決めるんですか。目的を教えてください。

○田中委員長 中司都市計画課長。

○中司都市計画課長 都市公園法の施行令の改正によりまして、運動施設の敷地面積の総計の公園敷地面積に対する割合、100分の50を超えてはならないという基準を参酌基準として、地域の実情に応じた運営ができるよう、地方公共団体の条例で割合を定めなさいということになったものです。

○田中委員長 日域委員。

○日域委員 だから、もともとはどうなんですか。変わる前はどういう決まりだったんです。

○田中委員長 都市計画課長。

○中司都市計画課長 改正前は、都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の100分の50を超えてはならないと定められておりました。これが改正後は、先ほど申し上げましたように100分の50というのを参酌して、都市公園を設置する地

方公共団体の条例でこの割合が定められるということになったものです。

○田中委員長 日域委員。

○日域委員 ありがとうございます。そんな厄介な話であろうとは思いませんけども、それ以外は何があるんですか。都市公園の面積の中に、今言う以外のものって、その他ですか、それともまた個別に何種類か決めてあるんですか。

○田中委員長 お願いします。

○増富都市計画課課長補佐 都市計画課の益富です。都市公園の中で定められているものという御質問だと思うんですけども、都市公園の中に定められているものは、例えば休憩所とか、そういう建築物とか、そういったものや、あと遊戯施設とか噴水とか、そういったもの、種類とかについて、都市公園法の中で定められております。あと、建築の面積要件についても都市公園法の中に定められております。

○田中委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。以上で討論は終結いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

日程第13、議案第25号、広島圏都市計画大竹市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

補足説明はいいですか。ないですね。

それでは質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて日程第14、議案第26号、大竹市営住宅設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。

説明ないようでございますので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

日域委員。

○日域委員 収入超過者って出てきますよね、最後のほうに。収入超過者って、具体的にいうとどのくらいいるものですか。ああいうデータは聞いたことがないんですけども。

○田中委員長 都市計画課長。

○中司都市計画課長 済みません、今資料がないんですけども、大体70人から80人くらいいるということでございます。

○田中委員長 日域委員。

○日域委員 割合、全部で何人くらいでしたかね。

○田中委員長 割合がわかる、70人から80人って言われたけど、全体の、どれくらいになるの。

都市計画課長。

○中司都市計画課長 おおよそ12%の割合でございます。

○田中委員長 他に質疑はございませんか。

細川委員。

○細川委員 このたびの改正案は、いろんな事情によって、収納を出せなかった方の救済措置なのかなみたいな印象だったんですけども、現実的にそういった、認知症とか障害があったりとか、ああいった請求に応じることが困難な事情にあって困った事例というか、そういったことが本市であったかどうか、あったら教えてください。

○田中委員長 都市計画課長。

○中司都市計画課長 収入申告を毎年6月ごろ、依頼するんですけども、依頼した際には一定程度の未提出者はいらっしゃいますけども、その後、電話であるとか手紙による再三の依頼をしましたら、全員の収入申告がそろっておりまして、平成29年度と平成30年度分については未提出者というのはいらっしゃいません。

今のところ、単身で市営住宅に入居されておって、認知症等によって収入申告が難しいという方はいらっしゃらないというふうに判断しております。

以上です。

○田中委員長 細川委員。

○細川委員 現在のところ対象者が見当たらないということでしたが、認知症とかいろいろ収入申告を出せないというのは何で出さないのかなと、ちょっと想像つかないんですけど、市との、これもある意味、契約になると思うんですけど、そういう方が出た場合には成年後見制度ですか、ああいったのも利用に結びつけるとか、ああいった考えも一応この中に入れておいた方がいいと思うんですけど、そこら辺の配慮はどうなんですか。

○田中委員長 都市計画課長。

○中司都市計画課長 今のところ検討されてないんですけど、まずはそういった事例があれば、その方に会って、訪問して聞き取り調査等を行ってから考えていきたいと考えております。

以上です。

○田中委員長 細川委員。

○細川委員 心配な方には、ぜひ福祉のほうにつなげていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

さっき聞けばよかったんですけど、1点ほど、この最初に、入居者を規定するところに「認知症である者、知的障害者福祉法にいう知的障害者その他の国土交通省令で定めるものに該当するものに限る」というの、これ手帳を持ってらっしゃる人かしらと想像するんですけども、「認知症である者」というのはどういうふうにして判断されるのか、医師からの提出が必要か、ちょっと心配なので教えてください。

○田中委員長 都市計画課長。

○中司都市計画課長 認知症であるか否かにつきましては、医師の診断書で判断することになっておりまして、医師の診断書がないため認知症であるかどうか確認ができないという場合にありましては、福祉部局と連携をとりまして、医療とか介護等の事務に従事をされておる職員さんからの意見と、聞き取り調査をして認知症等に準ずる方ということで認定をしていくということになります。

以上です。

○田中委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

本件を採択いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

もう1つ、日程第15、議案第36号、平成29年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

再開は1時から、日程第16から入ります。お疲れさまでした。

11時49分 休憩

13時00分 再開

○田中委員長 それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16、議案第38号、損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

それでは質疑に入ります。質疑はございませんか。

○田中委員長 日域委員。

○日域委員 この金額は保険から出てくるのだと思いますが、例えばこれ、途中でこういうことが起こって、この数字は決算書に載りますか。要するに、よくあるのが総額推移といいますか、差し引きチャラにしたらゼロになりますから、極力両立てですよ、収入挙げて支出に出すと、そうすると後から見たときに、損害賠償をどれだけ払ってるかというのがわかるわけです。この市役所はそういうのが多いとか少ないとかも比較もできます。こういうものは決算書に載るのか載らないのか、載らないのであれば、なぜ載らないのかというのをちょっと教えてください。

○田中委員長 中村総務課長。

○中村総務課長併任選挙管理委員会事務局長 今回の損害賠償の分につきましては、支払いのほうは保険金のほうから全て支出されるということで、決算額のほうには載ってまいりません。

以上でございます。

○田中委員長 日域委員。

○日域委員 だから、それがなぜですか、決算書というのはお金の動きを公に示すためにするものですから、だから左右をおさえてしまったら、どんどんやせ細っていくわけですよ。だから、この年はこういう事故があって、これだけ保険金をもらって、これだけ払ったのかというのがわかることは、かなりそのほうがいいと思いますけどね。それをしないのは、今回がそうなのか、一般的にそうなのか、やっちゃいけないのか、いいのかですよ。よりわかりやすいほうがいいかなという気がするんですけど、どうでしょう。

○田中委員長 政岡総務部長。

○政岡総務部長 この保険につきましては、市有物件共済組合という、市町村が集まってくっってる団体でございますが、そこで掛けてる保険でございます。

保険金についてはショートカットをして支払うことができるということで、決算書には市の会計からお金が出ました、はい直接出ました入りましたというものが決算に載りますので、今回についてはショートカットされますので決算書には載らない。これはずっと以前からです、という話です。

ただ、三者契約的に市が本来補償の義務を持つというものでございますので、100万円以下であれば決算額に載らなくても先決処分をし、議会に報告する。このたびは100万円を超えますので、市長に委任を受けている部分を越えますので、議案としてこうやって審議をいただくということで、この保険について全く議会の関与なしに全てが終わるということとはございません。

以上です。

○田中委員長 日域委員。

○日域委員 おっしゃることはわかります。違法だとはもちろん思いませんが、記録として、議会は通ったら通ったでいいですけども、決算書を見たときに損害賠償を幾ら払ってるといことは、わかること自体はいいことですよって、できたら考えてほしいなということ結構ですけども、よろしくをお願いします。

○田中委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。以上で討論は終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

日程第17、議案第15号、大竹市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

本件についての質疑を求めます。質疑はございませんか。

賀屋委員。

○賀屋委員 2点ほど。今までこの減免対象にしたような、事例が何件ぐらいありましたかということと、それと、年度途中になるんでしょうけども、例えば6月とか8月とかの雨とかで被災し、車が動かなくなったということで、この減免対象にするとしたら、月割りで減免になるんですかね、そのあたりを減免の金額というか、どういう料金で減免していくのかというのがわかればお願いします。

○田中委員長 藤本市民税務課課長補佐兼収税係長。

○藤本市民税務課課長補佐兼収税係長 まず減免対象になっておる車両なんですけれども、申しわけございません、現在のところ把握した数字が手元にございませんで、後ほど解答させていただこうと思います。

それと災害の時期による月割り等の考え方なんですけれども、軽自動車税そのものに月割りの考え方はございません。ということですので、年額でかかるか、かからないか、ゼロか100かという考え方になろうかと思えます。

以上です。

○田中委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 ありがとうございます。ということは、例えば3月になった場合、それは、その年度分は返すということになりますか。減免されるということで。それとほかに、軽自動車というのは、例えばバイクとかも皆入るんですか。そのあたりをもう一回。

○田中委員長 藤本市民税務課課長補佐兼収税係長。

○藤本市民税務課課長補佐兼収税係長 まず、軽自動車税ということは原動機つきの自転車、

そちらのほうも含まれます。

それと3月に被災された場合のケースなんですけれども、現在の条例上、3月中であると30日以内に廃車の手続をなさいと記載がございます。それが間に合わなくて4月1日、いわゆる賦課期日、そちらを迎えた場合には間に合わなかったことを鑑みて、その翌年度の軽自動車税に関しましては減免ということでの考えております。こちらのほうは詳細は要綱のほうで定めようと思っておりますので、条例のほうには申しわけございません、細かく記載はございません。

以上です。

○田中委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これで討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。以上で討論は終結いたします。

本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

日程第18、議案第30号、大竹市地区集会所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件に対する質疑はございませんか。

○田中委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 この小栗林の集会所が指定管理者のシステムになってますけども、集会所は本来その地区の管理になってるかと思うんですけども、この小栗林だけがそうなのか、指定管理をしなければいけないのか、ほかにも集会所という名称でこういうケースがあるのか、そのあたり、もし小栗林だけということであれば、その経緯はどういうふうに、ほかの集会所と違うということであれば、なぜこういう経緯になってるのかというのを教えていただきたいんですが。

○田中委員長 吉原自治振興課長。

○吉原自治振興課長 大竹市が持ってます集会所につきましては、この小栗林集会所のほか、松ヶ原の集会所、木野集会所、この3つを持っておりまして、これを指定管理者の条例で定めております。

以上です。

済みません、その経緯ということだったので、答弁漏れがあったようで失礼します。

小栗林につきましては、当時といいますか平成9年にできておるんですけども、小栗林の地域での土地の取得ということが、ちょっと課題がありまして、市のほうが、さまざまな課税のそういった税金とかそのようなことがありますので、市のほうで取得をし、そし

て市で建てらせてもらったものでございます。なお当時その関係で、本来集会所というのは地元負担というのがありますので、その範囲内の中で1,200万円余りを市のほうに寄附をしていただきまして、建設したものでございます。

以上です。

○田中委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これで討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。以上で討論は終結いたします。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で生活環境委員会に付託いただきました全議案、審査を終わります。

以上で生活環境委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

13時10分 閉会